

## 第7章 歴史的風致形成建造物の指定の方針

### 第1節 歴史的風致形成建造物の指定の基本的な考え方

重点区域内において、歴史的風致の維持及び向上のためにその保全を図る必要が認められるものを、歴史的風致形成建造物として指定する。

また、今後とも津和野町として文化財の調査・研究を進め、重点区域内において歴史的価値等が明確になった建造物については、歴史的風致形成建造物への指定だけではなく、文化財保護法や文化財保護条例による指定または登録、あるいは景観法による指定（景観重要建造物）も検討する。

歴史的風致形成建造物については、指定された建造物そのものを保存するだけでなく、その周辺環境の保存・整備や、地域で営まれている歴史及び伝統を反映した人々の活動の継承にも努める。

こうした観点を踏まえながら、歴史的風致形成建造物の指定基準を定める。

なお、歴史的風致形成建造物の指定期間は、認定計画の計画期間内に限ることになる（歴史まちづくり法第12条）。

#### （1）歴史的風致形成建造物の指定基準

津和野町における歴史的風致形成建造物の指定基準を、以下のように設定する。

なお、歴史的風致形成建造物の指定は、「前提となる指定基準」と「選択的指定基準」が合わさることになる。

＜前提となる指定基準：次のいずれにも該当する歴史的建造物＞

- ①日常的に一般公開されているもの、または、外観等を公共の場（道路・小路、広場等）か視覚できるもの（非公開の民家の庭園等は含まない）
- ②歴史的風致形成建造物に指定することにより、保存・管理面における効果が期待されるもの
- ③所有者等の同意が得られたもの

＜選択的指定基準：次のいずれかに該当する歴史的建造物＞

- ①歴史的な意匠、技術が建造物の概ね全体にわたって良好に残されているもの
- ②地域の固有性、歴史性、希少性を備えたもの
- ③旧城下町に関わる歴史的な街並みの構成要素として重要なもの

#### （2）歴史的風致形成建造物の指定対象




津和野町における歴史的風致形成建造物の指定対象は、以下のいずれかに該当するものとする。

- ①文化財保護法に基づく登録有形文化財
- ②島根県または津和野町の文化財保護条例に基づく指定文化財（建造物）
- ③津和野町が調査を行った歴史的建造物：文化財総合的把握モデル事業－鷲原八幡宮総合調査事業報告書（附 津和野町内の寺社建築）
- ④景観法に基づく景観重要建造物

### (3) 歴史的風致形成建造物の候補

指定基準や対象等を踏まえながら、歴史的風致形成建造物の指定が考えられる建造物をリストアップする。

津和野歴史的風致地区における歴史的風致形成建造物の候補（1／3）

種別	名称 (区分：建築時) [所在地]	写真	竣工年 構造等	所有者	その他
登録有形文化財	津和野町郷土館  (官公庁舎) [森村]		昭和 17 年(1942) 木造二階建	津和野町	1 棟
	杜塾美術館  (住宅) [森村]		<本館> 明治元年(1868)／ 1992 改修 木造二階建 <門> 明治元年(1868)／ 1992 改修 木造	民間企業	2 棟：旧弥重 家住宅（主屋、 門）
	財間酒造場  (店舗・作業場・ 住宅) [中座]		<店舗兼主屋> 江戸時代後期 木造平屋建	民間企業 個人	5 棟：店舗兼主 屋、新宅、舟蔵 及び百石蔵、東 蔵、仕込蔵 店舗部には明 治期に造られ た煉瓦造りの 煙突（約 12m）
県指定有形文化財（建造物）	永明寺  (寺院) [後田]		<本堂> 安永 8 年(1779)以後 (寺伝) 木造平屋建 <山門> 安政 6 年(1859) (寺 伝) 木造平屋建 <鐘楼> 安政 6 年(1859) (棟 札) 木造平屋建 <庫裏、書院> 安政 6 年(1859) (棟 札) 木造平屋建	宗教法人	資料：文化財 総合的把握モ デル事業－鷺 原八幡宮総合 調査事業報告 書（附 津和 野町内の寺社 建築） ※以下の建造 物（寺社） も同様
県指定史跡	津和野藩校 養老館  (学校) [後田]		安政 2 年(1855) 木造平屋建	津和野町	天明 6 年 (1786)創設

## 津和野歴史的風致地区における歴史的風致形成建造物の候補（2／3）

種別	名称 (区分：建築時) [所在地]	写真	竣工年 構造等	所有者	その他
未指定・未登録文化財	興源寺  (寺院) [後田]		<本堂> 安永年間(1772~81) (寺伝) 木造平屋建	宗教法人	
	光明寺  (寺院) [後田]		<本堂> 19世紀前期(推定) 木造平屋建 <鐘楼> 明治時代(推定) 木造平屋建	宗教法人	
	大定院  (寺院) [後田]		<本堂> 19世紀中期(推定) 木造平屋建 <表門> 明治時代(推定) 木造平屋建	宗教法人	左記の他、18世紀後期(推定)の祠あり
	永太院  (寺院) [後田]		<本堂> 19世紀中期(推定) 木造平屋建 <六角堂> 19世紀中期(推定) 木造平屋建	宗教法人	
	常光寺  (寺院) [後田]		<本堂> 19世紀中期(推定) 木造平屋建 <客殿> 明治時代(推定) 木造平屋建 <表門> 大正時代(推定) 木造平屋建	宗教法人	
	蓮得寺  (寺院) [森村]		<表門> 19世紀前期 木造平屋建	宗教法人	

津和野歴史的風致地区における歴史的風致形成建造物の候補（3／3）

種別	名称 (区分：建築時) [所在地]	写真	竣工年 構造等	所有者	その他
未指定・未登録文化財	法音寺  (寺院) [森村]		<本堂> 19世紀中期(推定) 木造平屋建 <鐘楼> 大正時代(推定) 木造平屋建	宗教法人	左記の他、昭和(推定)の表門、祠あり
	弥栄神社  (神社) [稲成丁]		<本殿、拝殿> 安政年間(1854~60) (文書)木造平屋建 <舞殿> 大正時代(推定) 木造平屋建	宗教法人	
	剣玉神社  (神社) [森村]		<本殿> 18世紀中期(推定) 木造平屋建 <拝殿> 明治時代(推定) 木造平屋建	宗教法人	



## 第8章 歴史的風致形成建造物の管理の指針となるべき事項

### 第1節 歴史的風致形成建造物の維持・管理の基本的な考え方

歴史的風致形成建造物は、重点区域内の歴史的風致の重要な構成要素であり、所有者等はその価値が保存・継承されるよう、価値に基づいた適切な維持・管理を行う。

また、歴史的風致形成建造物の保存と合わせて、それが有効に活用されるよう、そこで営まれている生活等への配慮や毀損の防止等に留意しながら、できる限り公開されるように取り組む。

さらに、歴史的風致形成建造物の特徴を顕著に示す意匠や形態等の保存または復原に努める。

### 第2節 歴史的風致形成建造物の維持・管理の方向

前記の基本的な考え方を踏まえ、歴史的風致形成建造物の法的な位置づけ等により、維持・管理の方向を以下のように設定する。

#### 歴史的風致形成建造物（指定した場合）の維持・管理の方向（1/2）

種別	維持・管理の方向	備考
登録有形文化財	<ul style="list-style-type: none"> <li>○歴史的風致形成建造物の外観を対象とした保存修理を基本とし、価値の継承を図る。</li> <li>○歴史的な意匠等を変化させる増改築、模様替えは、外部から視覚できる範囲は、できるだけ行わないようにする。</li> <li>○公開・活用内容に応じて、必要な防災上の措置を行う。</li> <li>○復原等を行う場合には、必要な技術指導等を踏まえて対応する。</li> <li>○外部から視覚できない、または視覚しにくい建造物の内側や内部等については、そこで営まれる生活等の維持・向上の必要性に応じて、増改築、模様替えを認める。</li> </ul>	登録有形文化財は、外観を対象とした保存・修理が基本
島根県指定文化財（建造物）  津和野町指定文化財（建造物） <small>※現在、重点区域内には指定物件なし</small>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○歴史的風致形成建造物の毀損等に応じた保存修理を基本とし、復原にも対応する。</li> <li>○増築等に関しては、当該建造物の保存上やむを得ない場合を除き、原則認めない。</li> <li>○現状変更に関しては、条例等に基づき、所定の手続きを経て行う。</li> <li>○保存修理に際しては、社会資本整備総合交付金等の制度の活用を検討する。</li> </ul>	指定文化財は、現状維持または保存修理、復原が基本  今後、町が文化財（建造物）に指定した場合は、左記に準じる
調査を行った歴史的建造物（未指定、未登録の建築物）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○調査を経て、文化財の指定または登録を行った場合は、それぞれ上記にしたがって対応する。</li> <li>○その他の場合は、外観を対象とした保存修理を基本とし、建造物の価値に応じた維持・管理に努める。</li> <li>○所有者が津和野町等（行政）以外の場合は、歴史的風致形成建造物の意義や目的等に関する所有者等の理解を高めながら、価値に基づいた適切な維持・管理を促進する。</li> <li>○保存修理に際しては、社会資本整備総合交付金等の制度の活用を検討する。</li> </ul>	竣工年や建築様式等が把握できていない場合は、建造物調査を実施する。

歴史的風致形成建造物（指定した場合）の維持・管理の方向（2/2）

種 別	維持・管理の方向	備 考
景観重要建造物	<p>○景観重要建造物は、原則として、道路等の公共空間から視覚できる範囲の外観を基本に、保存修理を図り、景観的価値等の継承を図る。</p> <p>○景観法に基づいた所有者等の届出義務等の遵守に加えて、支援制度の利用を促進する。</p> <p>○保存修理及び修景に際しては、景観法に関する支援制度とともに、社会資本整備総合交付金等の制度の活用を検討する。</p> <p>○指定した景観重要建造物が県の指定文化財である場合は、文化財保護法に基づいた維持・管理を基本としながら、景観まちづくりの観点からの修理等の取組を促進する。今後、町が指定した文化財（建造物）が景観重要建造物になった場合は、上記に準じる。</p>	<p>景観法に基づく景観重要建造物の制度の導入を検討する。</p> <p>上記の制度を導入した場合は、指定基準を設定し、制度の周知を図る。</p> <p>また、候補となる建造物の所有者等による景観重要建造物の指定に向けた提案を促進する。</p>

## 第3節 歴史的風致形成建造物の指定に伴う義務等

### (1) 所有者の管理義務

○指定を受けた建造物の所有者及び管理者は、建造物の保全に支障を来さないよう、適切に管理する義務が生じる。

### (2) 増築等の維持、保全、継承に伴う制約

○建造物の増築、改築、移転又は除却を行う場合には、着手する日の30日前までに、町長に届出が必要。

○町長は、建造物の保全に支障を来すものであると認めた場合には、設計の変更等の措置を講ずべきことを勧告することができる。

○指定を受けた建造物が、重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物として指定された建造物もしくは重要伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物群を構成する建造物に指定された場合、又は滅失、毀損その他の事由により指定の理由が消滅した等の場合は、指定を解除する。

○建造物の所有者が変わったときには、新しい所有者は、町長に届出が必要。

### (3) 届出不要の行為

歴史的風致形成建造物の増築等の届出が不要の行為は、歴史まちづくり法第15条第1項第1号及び同法施行令第3条に基づき、以下のようになる。

○登録有形文化財については、文化財保護法第64条第1項の規定に基づく現状変更の届出を行った場合。

○島根県指定の文化財（有形文化財：建造物）については、島根県文化財保護条例第14条第3項に基づく現状変更の許可申請を行った場合。

○津和野町指定の文化財（有形文化財：建造物）については、津和野町文化財保護条例に基づく現状変更の許可申請を行った場合。

○景観法第19条第1項に基づく景観重要建造物で、同法第22条第1項に基づく現状変更の許可申請を行った場合。